

保護者各位

## インフルエンザ、新型コロナウイルス等の学校感染症への対応について

○保護者の皆様におかれましては、ご子息の健康状態を把握し、発熱等の症状が見られた場合には、登校を自粛して速やかに医療機関に受診させて下さい。

※インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の学校感染症（以下「インフルエンザ等学校感染症」と称します）に関する場合、検査日（陰性の場合も含む）および定められた期間について出席停止となり欠席扱いにはなりません。

○BLEND 等での欠席連絡の際は「インフルエンザ検査の為の通院」等の旨をお伝え下さい。

○診断や状況に応じて、下記のご対応をお願いします。ご不明な点がございましたら、保健室（03-3956-3157（学校））または担任までお問い合わせ下さい。

### 1. インフルエンザと診断された場合 （→陰性の場合は4へ）

・ BLEND 等で必ず学校にご連絡下さい。

・ 「登校許可証明書（インフルエンザ）」（ホームページの次項）をプリントアウトし、生徒氏名を記したうえで、次のA・Bどちらかの形での提出のためのご準備をお願いします。

◆A：「登校許可証明書」の太枠内に医療機関・医師による記入と捺印をいただいたもの（生徒氏名以外に保護者記入欄への記入は不要です）

◆B：医療機関・医師により記入をいただけなかった場合、【処方日・氏名・処方箋（抗インフルエンザ薬に限る）の名称や説明などが書かれている写し、又は、検査日・検査内容（陽性）が記載されている写し】と【登校許可証明書の下段点線枠内「登校届」に保護者により必要事項を記入・捺印いただいたもの】

・ ご子息の体調が回復して学校に登校される際に、上記AまたはBのいずれかを、ご子息経由で担任までご提出ください。

### 2. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合 （→陰性の場合は4へ）

・ BLEND 等で必ず学校にご連絡下さい。

・ 「登校許可証明書（新型コロナウイルス感染症）」（ホームページの2項下）をプリントアウトし、生徒氏名を記したうえで、次のA・Bどちらかの形での提出のためのご準備をお願いします。

◆A：「登校許可証明書」の太枠内に医療機関・医師による記入と捺印をいただいたもの（生徒氏名以外に保護者記入欄への記入は不要です）

◆B：医療機関・医師により記入をいただけなかった場合、【検査日・検査内容（陽性）が記載されている写し】と【登校許可証明書の下段点線枠内「登校届」に保護者により必要事項を記入・捺印いただいたもの】

・ご子息の体調が回復して学校に登校される際に、上記AまたはBのいずれかを、ご子息経由で担任までご提出ください。

### 3. その他の学校感染症と診断された場合 (→陰性の場合は4へ)

・BLEND等で必ず学校にご連絡下さい。

・「登校許可証明書（その他）」（ホームページの3項下）をプリントアウトし、生徒氏名を記したうえで、必要事項について医療機関・医師による記入と捺印をいただいたものを、ご子息の体調が回復して学校に登校される際に、ご子息経由で担任までご提出ください。

### 4. 発熱等のインフルエンザ等学校感染症に似た症状がみられ

#### 医療機関で受診し、診断結果が陰性であった場合

・「インフルエンザ等学校感染症疑いによる通院証明書」（ホームページの4項下）をプリントアウトのうえ、医療機関による必要事項のご記入をいただき、ご子息経由で担任に提出してください。

※この通院証明書の代わりに、インフルエンザ等の検査をしたことが分かる「診療明細書（日付、生徒名、検査内容が記載されているもの）」の写しを提出してもかまいません。

●学級閉鎖中に、感染症に罹患した場合、あるいは、感染症に似た症状になった場合も、学校に BLEND 等で連絡をお願いします（前者であれば、わかれば次回登校可能日の記載もお願いします）。その結果、学級閉鎖を継続する場合は、城北メール等でお知らせします。

#### 学校感染症の出席停止の基準

感染症の種類		出席停止の期間の基準
第1種の感染症		治癒するまで
の第2種の感染症	インフルエンザ	・発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで（※）

百日咳	・特有の咳が消失するまで、又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	・解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん（三日ばしか）	・発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	・すべての発しんが痂皮化（かさぶた）するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	・主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	・発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種及びその他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで